

平成27年度安城市市民活動補助金対象事業の募集について

1 概要

安城市は、市民協働のまちづくりや地域が抱える諸課題の解決につながるような、幅広い分野の市民活動を支援するため、安城市市民協働推進基金を原資とした「市民活動補助金」対象事業を公募します。

2 対象団体

安城市民活動センター登録団体

※現在未登録であっても、申込期間中に登録完了すれば対象となります。なお、登録には条件及び所定の審査がありますので、11月16日（日）までに安城市民活動センター（安城市民交流センター内）に申請してください。

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、下記の区分に該当し、安城市内を中心に申請団体が主体的に実施し公益性を有する事業で、平成28年3月末までに完了する事業です。

- （1）市民提案型事業 申請団体が自由なテーマで提案した市民協働によるまちづくりの推進又は様々な課題の解決に資する事業
- （2）行政提示型事業 申請団体が、市が設定したテーマ又は事業に対し企画提案し、市と協働で実施する事業
今回は、「第2次健康日本21安城計画推進事業」を設定事業とし、**最大2事業**まで採択します（ただし、1分野1事業まで）。

「第2次健康日本21安城計画推進事業」（健康推進課と協働で実施）

- ①「栄養」：食生活改善普及運動『9月』
- ②「身体活動」：健康強調月間『10月』
- ③「たばこ」：禁煙週間『5月31日～6月6日』
- ④「歯」：歯と口の健康週間『6月4日～10日』
- ⑤「こころ」：自殺対策強化月間『3月』
- ⑥「生活習慣病」：健康増進普及月間『9月』

以上の6分野から事業の主体となる1分野を選択し、その分野の推進期間を中心とした前後3か月程度の間（ただし、平成27年度中に実施すること）に、成人期（特に20～30歳代）の市民を対象とした、

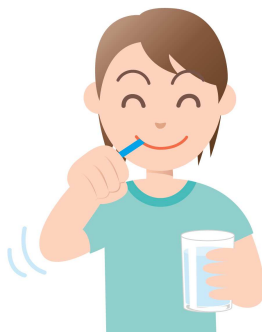
ア その分野の普及啓発若しくは活動を実践する人を増やすための事業（対象人数：20名程度）

※例：〇〇教室（全〇回）、〇〇実践講座（全〇回）、在宅型行動記録及びアドバイス事業など

イ イベント・講演会・フォーラム等を1回以上（対象人数：100名程度）

のいずれかを開催すること。

なお、具体的な事業内容及び実施計画については、申請前に健康推進課と事前協議を行うこと。



4 補助対象経費

- (1) 報酬費（講師・専門家への謝礼）、旅費（講師・専門家の宿泊費・交通費）、需要費（消耗品費、印刷製本費、コピー代等）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料等）、使用料及び賃借料（会場使用料、機械器具の借上料等）、備品購入費（購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上の備品の購入費 ※補助対象事業に不可欠とされるものに限る。）
- (2) 無償労力提供額 無償で労力を提供したボランティアスタッフの延べ提供時間数に、1時間あたり500円を掛けた金額を補助対象経費に加算できるものとします。ただし、その額は（1）の経費の3分の1以内とします。

「無償労力提供額」について

＝ボランティアスタッフ全員の延べ労力提供時間×500円（1時間あたり）

- * スタッフが「無償で労力を提供した」場合に加算できますが、本人に支給することはできません。
- * 申請団体から給与等が支払われている事務局員の労力は、提供額に加えることはできません。
- * 労力の見積もりに当たっては、必要な労力を適正に見積もってください。
- * ボランティアスタッフに必ず協力の確約を受けるようにしてください。
- * 実績報告の際に、従事時間が記載され、ボランティアスタッフが署名した従事確認書を提出してください。

5 補助金の額

平成27年度に交付する補助金総額は、下記の（1）（2）を合わせて最大100万円となります。

- (1) 市民提案型事業：補助対象経費の1/2以内、1事業あたり上限15万円
- (2) 行政提示型事業：補助対象経費の3/4以内、1事業あたり上限22.5万円

※算定した額に千円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てます。

6 補助条件

補助金の交付は、1申請団体につき1年度1事業まで、同一の登録団体による同一事業に対する市民活動補助金の交付は最高2回までとします。

なお、平成27年度において、類似する補助金等の交付を受ける事業は除きます。

7 申込期間

平成26年11月10日（月）～11月28日（金）

8 応募方法

(1) 提出書類

①申請書 ②実施計画書 ③収支予算書 ④市民活動センター登録団体証の写し

※申請書一式は、市公式ウェブサイト及び市民協働課・市民交流センターで配布

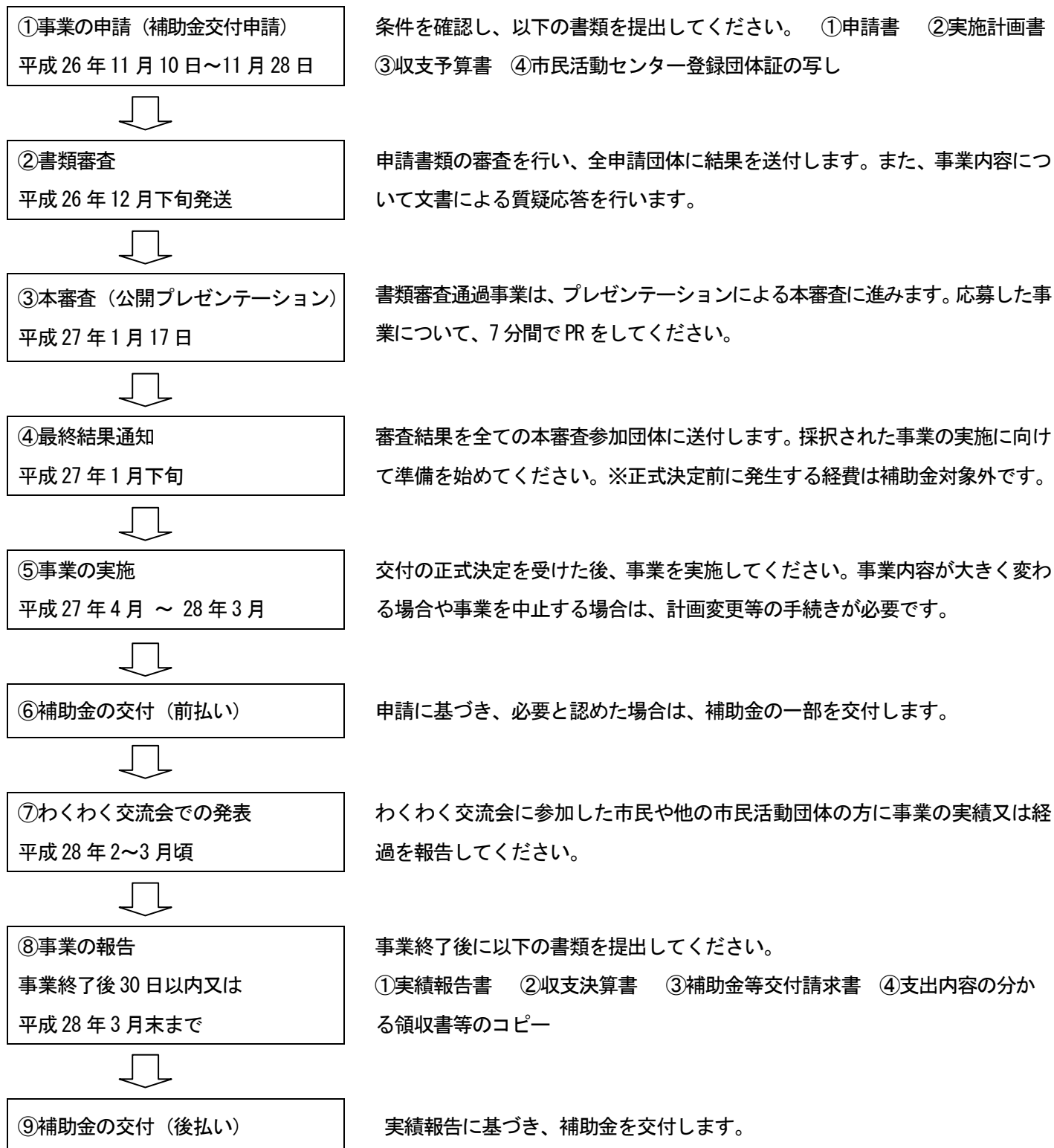
(2) 提出方法 ※直接持参または郵送で受け付けます。

・直接持参の場合 安城市役所市民協働課（本庁舎3階）

（午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く））

・郵送の場合 〒446-8501 安城市桜町18番23号 市民協働課宛（最終日必着）

9 補助金交付までの流れ



市民活動補助金個別相談会のお知らせ

応募方法や書類の書き方についての個別相談会を行います。ぜひご参加ください。

- 日 時 平成 26 年 10 月 28 日（火） 午後 2 時から午後 8 時まで（1 団体あたり 30 分程度）
- 場 所 安城市民交流センター 2 階 会議室
- 参加申込 説明会申込書を、市民協働課へ持参、郵送、FAX、メールにてご提出いただくか、申込書の内容について電話で連絡してください。
- 申込期限 平成 26 年 10 月 24 日（金） ※ 当日参加もできます。

事業の審査について

●審査方法

書類審査と本審査（公開プレゼンテーション）により、事業を選定します。本審査に参加できない場合は、審査の対象外となります。

●審査員

安城市市民協働推進会議委員

※審査員が補助金申請団体に所属する場合は、その団体の審査には加わらないものとします。

●書類審査

書類審査では、書類の要綱への適合性を審査し、事業内容について文書による質疑応答を行います。

●本審査

日時：平成27年1月17日（土）午前10時00分から

場所：安城市文化センター3階 大会議室

審査項目：本審査では、以下の項目について採点します（総得点25点）。

①公共性・公益性（1～5点） ②主体性・積極性（1～5点） ③実現性・計画性（1～5点）

④独創性・発展性（1～5点） ⑤啓発性・PR性（1～5点）

・補助金交付事業は、市民提案型・行政提示型事業を合わせて、審査に参加した審査員一人当たりの平均点の順により順位をつけ、予算の範囲内で上位の事業から選定します。同点の場合は、全項目で5点を取った割合が大きい団体を選定します。

・審査に参加した審査員一人当たりの平均点が15点未満の場合、予算の範囲内でも不採択とします。

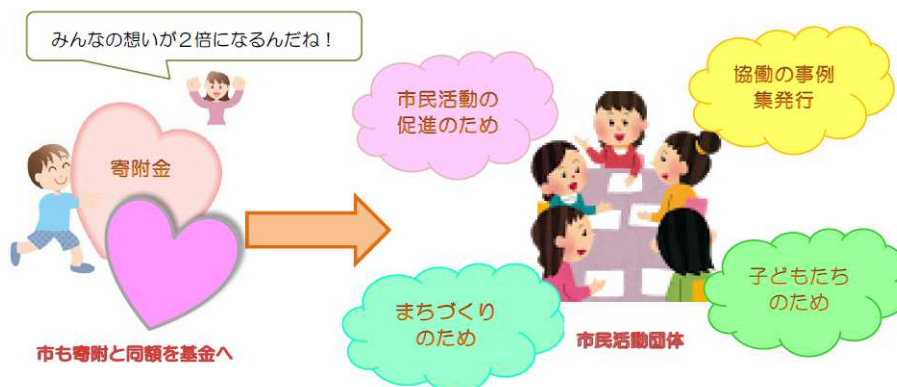
平成26年市民協働推進基金寄附者一覧

平成26年9月30日現在

寄附者のお名前	
特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ 代表理事 山下 眞志 様	大東ダンスクラブ 様
市民交流センター来庁者	碧海信用金庫 様
○寄附件数：7件	○寄附金額合計：226,456円

※お名前の非公表を希望された場合は公表しておりません。

基金への寄附金に対して、マッチングギフト方式により、市も同額を基金に積み立てています。



積み立てられた寄附金は、市民活動補助金の原資として、幅広い分野の市民活動に使われます。

<申込み・問い合わせ先>

安城市役所市民協働課市民協働係

〒446-8501 安城市桜町18番23号 TEL：0566-71-2218（直通）

FAX：0566-76-1112 電子メール：kyodo@city.anjo.lg.jp